

事務所ニュース [No.252]



労働保険の成立手続きはお済ですか？

—労働保険適用促進強化月間—



労働保険（労災保険・雇用保険）の加入は、企業にとって重要な政府管掌保険です。事業主は、従業員（パートタイマー・アルバイト等）に対し、安全配慮義務が課せられています。仕事で通勤途上のけがや疾病等万が一の場合に備え、従業員そしてその家族を守る必要があります。「労災保険の加入は“備えあれば憂いなし”の最良の保険です。なお、事務組合加入の企業は役員・従業員の労災加入そして、役員・従業員の労災上乗せ保険制度に加入できます。

同一労働同一賃金に向けて

—2021.4.1 施行—



同一労働同一賃金の実現のための法律改正が2020.4.1施行されました。パートタイム労働法、労働契約法（有期雇用）労働者派遣法の3法一括改正です。職務内容、配置範囲が同じ場合には差別的取り扱いをしてはならないという差別禁止規定です。詳しくは当事務所にお問い合わせください。

労働保険事務組合に加入しませんか

—中小企業労働保険協会—



委託した場合の3つのメリット！！

- ① 事務負担の軽減
- ② 労働保険の特別加入・・・役員も個人も事業主も労災に加入できます
- ③ 労働保険料の分割納付・・・金額に関係なく3回払いです
- ④ 役員・事業主・従業員も国からの労災保険の支払いに上乗せする格安の保険に加入できます

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net